

所管部課	地域福祉部 障害福祉課	部長	吉沢 寿子
件名	東大和市障害者地域生活支援事業規則の一部を改正する規則について		
	区分	○	1 審議事項
			2 報告事項
関係事項	条例規則		
	部課機関		
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 改正理由 障害者地域生活支援事業のうち、日中一時支援事業の費用基準額の加算に係る要件を改める。 また、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、規則の影響のある箇所の改正を行うものである。</p> <p>(2) 主な改正内容 ①別表第3備考の改正 ・加算の対象となる事業所 (改正前) 短期入所の併設型事業所の一部及び単独型事業所の一部 (改正後) 短期入所の併設型事業所の一部及び単独型事業所 ②別表第1入浴補助用具の項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。</p> <p>(3) 施行日 令和5年4月1日（別表第3の規定は、令和5年4月1日以後の利用分に適用）</p> <p>(4) 影響及び効果 日中一時支援事業の利用を適切に行うことができる。</p>			
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過） 規則の案文については、文書課において審査済。</p>			
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>			
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議付議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>			
<p>5. 審議結果</p>			

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。